

共生型地域密着型通所介護事業所「チャレンジ国分」利用契約重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、介護保険法に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意していただきたいことを説明するものです。

◇◆目次◆◇

1. 事業所経営法人
2. ご利用事業所
3. 事業所設備の概要
4. 職員の配置状況
5. 事業所のサービス提供時間及び休日
6. 当事業所が提供するサービスについて
7. 利用者から受領する費用の額
8. 工賃の支払い方法
9. 利用料について
10. サービス利用にあたっての留意事項
11. 損害賠償について
12. 協力医療機関
13. 虐待防止に関する責任者
14. 苦情の受付について

社会福祉法人いちばん星
(チャレンジ国分)

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 いちばん星
所 在 地	千葉県市川市南大野 3-8-18
電 話 番 号	047-339-3172
代表者氏名	理事長 森田美智子
設立年月日	平成16年 4月 1日

2. ご利用事業所

事業所の種類	共生型地域密着型通所介護 (障害福祉サービスの「生活介護」の指定を受けたことにより、介護保険法に基づく「地域密着型通所介護事業」を共生型として指定を受けている。)
事業所の目的	利用者の健康維持や安定した日常生活を保障しながら、その人の個性を生かし様々な活動を通して日々充実感が得られるように取り組んでいきます。 そして、一人一人がその人らしい生活を組み立て、豊かな人生を送られるように支援します。
事業所の名称	チャレンジ国分
事業所の所在地	千葉県市川市国分 3-22-27
電 話 番 号	047-374-1800 047-374-0800 (FAX)
管理者	相楽郁弥
事業所の運営方針について	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対して、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
開設年月日	共生型地域密着型通所介護 令和2年 7月 1日
利 用 定 員	共生型地域密着型通所介護 10名 (但し、チャレンジ国分の「生活介護」の利用と合わせて10名までとする。)
主たる対象者	知的障害者のある要介護者

3. 事業所設備の概要

以下の事業所設備は、千葉県条例が定める基準条例により、「生活介護」事業所に設置が義務づけられている施設・設備です。「生活介護」と「共生型地域密着型通所介護」は、共有になります。

<共生型地域密着型通所介護>

施設設備の種類	室 数	備 考
訓練・作業室	1	

相談室	1	就労継続 B 型事業所と共同
更衣室	2	男性 1 女性 1 (就労継続 B 型事業所と共同)
トイレ	3	男性 1、女性 1 福祉トイレ(就労継続 B 型事業所と共同)
食堂・多目的室	1	就労継続 B 型事業所と共同

＊その他、台所

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して、「共生型地域密着型通所介護事業」を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。「生活介護」に配置している職員が、「共生型地域密着型通所介護」の業務も担っています。

<地域密着型通所介護共生型>

職 種	常 勤	非常勤	配置基準
1. 管理者	1		1
2. サービス管理責任者	1		1
3. 生活支援員	2 以上	1 以上	2.9 以上
4. 看護師		1	1
5. 医師		嘱託	1

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 管理者	9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 1 名
2. サービス管理責任者	9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 1 名
3. 生活支援員	標準的な時間帯における最低配置人員 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 1 名以上 9 ; 0 0 ~ 1 7 : 0 0 1 名以上
4. 医師	年 1 回の事業所訪問 1 名
5・看護師	月 1 回 2 時間 1 名

5. 事業所のサービス提供時間及び休日

(1) サービス提供時間

- ・午前9時30分～午後3時30分

但、業務の都合その他やむを得ない事情により、サービス提供時間を繰上げ、又は繰り下げることがある。

・職員会議のため、奇数月の第3金曜日のサービス提供時間は、午前9時30～午後1時30分とする。

- ・土曜日開催日として指定した日のサービス提供時間は、午前9時30～午後3時30分とする。

(2) 事業所の休日

- ・土曜日（年間計画で土曜開催日として指定した日は除く）、日曜日
- ・国民の祝日及び国民の休日
- ・年末及び年始特別休日（12/28～1/4）

但、業務の都合によりやむを得ない場合は、あらかじめ利用者の承認を得た上で、前項の休日を他の日と振り返ることがある。

6. 当事業所が提供するサービスについて

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

- (1) 地域密着型通所介護計画の作成
- (2) 入浴、排せつ又は食事等の介護
- (3) 創作的活動及び生産活動の機会の提供
- (4) その他身体機能及び生活能力向上のために必要な援助
- (5) 地域交流
- (6) 送迎サービス

7. 利用者から受領する費用の額

- (1) 指定共生型地域密着型通所介護を提供した際は、利用者から、別紙「重要事項説明書」のとおり利用料を受けるものとする。
- (2) 法定代理受領を行わない指定共生型地域密着型通所介護を提供した際は、前項に掲げる利用者料のほか、利用者から、介護保険法に規定する介護報酬の支払いを受けるものとする。
- (3) 前項2の支払を受ける額のほか、指定共生型地域密着型通所介護において提供される便宜に要する費用のうち、利用者から、次の各号に掲げる費用の支払を受けるものとする。
 - ① 食事を提供する場合の実費。
 - ② 創作的活動に係る材料費。

③ 日用品費。

④ 前①から③に掲げるものの他、指定生活介護等において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当とみとめられるもの。(別紙 「介護報酬対象外サービス利用料」の通り)

(4) 前(3)の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付するものとする。

8、授産活動と対価の支払方法

(別紙 生活介護「きらら」・「ぼれぼれ」・「ぼらりす」・「チャレンジ国分」利用者工賃規程に準じる)

9、利用料

(別紙 チャレンジ国分(共生型地域密着型通所介護)利用料の通り)

10、サービス利用に当たっての留意事項

利用者は、サービス利用に当たって次のことに留意し守ること。

- (1) 利用者は、サービス管理責任者、生活支援員の助言と本人の意思を尊重した日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。
- (2) 利用者は努めて健康に留意するものとし、事業所で行う健康診断は特別の理由がない限りこれを拒否してはならない。
- (3) 利用者は、事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため事業所に協力しなければならない。
- (4) 利用者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、すみやかにサービス管理責任者又は生活支援員に届け出なければならない。
- (5) 利用者は、A I U保険等の傷害保険(賠償責任危険担保特約付)に加入すること。
- (6) 利用者は次の行為をしてはならない。
 - ①けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
 - ②指定した場所以外で火気を用いること。
 - ③事業所内の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
 - ④金銭の貸し借り
 - ⑤その他、利用者同士の話し合いにおいて定められていること。

11、損害賠償について

- (1) 利用者は、故意又は過失によって事業所（設備及び備品を含む。）に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を賠償し、又は現状に回復させてもらうことがある。
- (2) 損害賠償の額は、利用者の収入及び事情等を考慮して減免することができる。

1 2、協力医療機関

医療機関の名称	岩沢医院
所在地	市川市湊新田 1－9－5
診療科	内科・小児科

1 3、虐待防止に関する責任者 管理者 相楽郁弥

1 4、苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職員名〕 「共生型地域密着型通所介護」川口茉希

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00

○第三者委員 中根由香 古畑大輔

(2) 行政機関その他苦情受付期間

市川市役所 介護保険課	所在地 市川市八幡 1－1－1 電話 047(334)1111（市役所） ・ F A X 047(712)8733 受付時間 9：00～17：00
千葉県国民健康保険団 体連合会	所在地 千葉県千葉市稲毛区天台 6－4－3 電話番号 043（254）7428 受付時間 9：00～12：00 13：00～17：00

令和 年 月 日

共生型地域密着型通所介護事業所『チャレンジ国分』のサービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 チャレンジ国分 (共生型地域密着型通所介護)

説明者 職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、共生型地域密着通所介護事業所「チャレンジ国分」のサービス提供開始に同意しました。

利用者 住所 氏名 印

代筆者 住所 氏名 印

(利用者との関係)

チャレンジ国分（共生型地域密着型通所介護）利用料について

チャレンジ国分（共生型地域密着型通所介護）のサービスを利用するに当たり、サービス利用料および法定利用者負担額については、次に記載された内容であることに同意します。

① 基本報酬

※要介護2の方で一日の利用時間が6時間以上7時間未満の場合で10日間利用の場合

サービス内容	単位数	サービス単位数	
地域通所介護	801	8,010	単位数×10日
共生型サービス 生活介護		—561	
合計		7,449	給付単位数

② 請求額集計

計画単位数	7,449	
限度額管理対象単位数	7,449	
単位数単価	10.45	
請求額合計	77,842	$7,449 \times 10.45$
利用者負担額(1割負担)	7,785	$77,842 - 70,057$ (9割)
保険請求額	70,057	$77,842 - 7,785$

令和 年 月 日

事業者名 社会福祉法人いちばん星

「チャレンジ国分」（共生型地域密着型通所介護）様

(利用者)

住所 _____

氏名 _____ 印

(利用者の家族)

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者工賃規程

(総則)

第1条 この規定は、生活介護「きらら」・「ぽれぽれ」「ぽらりす」「チャレンジ国分」(以下【事業所】という)の利用者の作業工賃に関し必要な事項を定めるものとする。

(作業工賃)

第2条 作業工賃の種類は、日給及び手当とする。

- 2 日給は、事業所の利用者に対して一律に定める。
- 3 手当は、期末手当のみとする。
- 4 日給及び手当は授産事業の成績により毎年見直すこととする。
- 5 日給及び手当は年度途中に見直すこともある。

(基本給)

第3条 利用者に適用する日給は、勤続年数、年齢、仕事量、職種に関係なく一律に支給する。

(期末手当)

第4条 年度末に期末手当を支給する。

- 2 期末手当は決算期において授産事業収益の還元を目的とする。
- 3 期末手当は授産事業成績により支給されないこともある。
- 4 期末手当支給額は、収益から利用者一人当たりの基本支給額を算出し、当期における出勤率を考慮して支給する。

<計算方法>

基本支給額×{A(出勤日数)÷B(開所日数)}=期末手当支給額

但、 $A \div B = 0.90 \sim 1$ の場合は、基本支給額全額を支給する。

(作業工賃の支給)

第5条 作業工賃の計算期間は当月の1日から当月の末日までとし、作業工賃支給日は、翌月10日とする。

ただし、その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を支給日とする。

- 2 作業工賃は、現金支給とする。

(交通費の支給)

第6条 就労支援事業における販売および請負作業において、利用者が交通機関を利用する際には、交通費を就労支援事業より支給する。

附則 この利用者工賃規程は、平成19年4月1日より施行する。

一部改正 平成24年4月1日

一部改正 平成27年4月1日

一部改正 令和2年4月1日